

令和5年度
(2023年度)

危機管理部の取り組み

<部長の方針・考え方>

いつ起こるかかわからない大地震や近年被害が激甚・頻発化している風水害などの自然災害等から市民の生命・財産を守るため、平常時から地域や関係団体との連携を図りながら、「自助」「共助」「公助」の更なるレベルアップを進めます。

また、日常生活における市民の安全安心を守るため、地域と連携して防犯活動に取り組むほか、市民の財産を脅かす特殊詐欺や悪質商法などに対する取り組み強化を進めます。

<部の構成>

危機管理政策課
危機管理対策推進課
消費生活センター

<主な担当事務>

- (1) 危機管理の調査研究、企画、立案及び総合調整
- (2) 危機管理に係る初動体制の確立及び総括
- (3) 防災・消防団及び防犯に関すること
- (4) 消費生活に関すること

重点的な取り組み：LED 防犯灯の補助制度の推進

夜間における犯罪の防止及び通行の安全を図るため、防犯灯の設置及び維持管理を行う自治会等に対し、これまで LED 防犯灯を新設した場合の補助を行ってきました。こうした中、平成 25 年度から 29 年度にかけて LED 化を進めてきた防犯灯が適正交換時期を順次迎えるにあたり、経年劣化した LED 防犯灯の取替及び修繕を新たに補助対象に加えるとともに、補助金を増額するなど、令和 4 年 11 月から大幅に拡充・見直した補助制度を開始しました。

これらの制度見直しについて、地域から寄せられた意見やアンケートなどにより補助制度のモニタリングを行い、今後、より円滑に取替が進められるよう各地区（小学校区）に配分している予算の精査を行う等、本補助制度の最適な執行方法等について継続的に検証していきます。

実績	<p>① LED 防犯灯の取替・修繕補助制度の運用。 ＜令和 5 年度 取替 1,006 灯、修繕 20 灯＞</p> <p>② 令和 5 年 11 月より防犯灯の LED 化補助制度を創設。</p>
説明	<p>① 令和 4 年度に新たに創設した補助制度について校区の会議等に出向いて説明を行うなど、円滑に取替が進められるよう努めました。</p> <p>② 取替・修繕補助制度を運用する中で、現在も蛍光灯等の防犯灯が存在することが判明したことから、全自治会等にアンケート調査を実施したうえで、電気料金や環境負荷低減を図る観点から、LED 化を補助メニューに加えました。</p>

重点的な取り組み：特殊詐欺被害対策の推進

本市の令和 3 年の特殊詐欺認知件数は、77 件で政令指定都市を除いて府下ワースト 2 位、令和 4 年の速報値では 67 件（※速報値のため今後変動する場合があります。）でワースト 6 位となり、順位こそ下がっていますが、認知件数は依然高い水準で推移しています。この状況は、本市だけでなく、近年、刑法犯罪の中でも特殊詐欺の認知件数が大阪府下全域で増加しています。そのため、平時からの啓発やアポ電発生情報が入った際の当該地付近を青パトで巡回しての注意喚起に加え、警察や防犯関連団体等と連携しながら、より効果的な対策の検討も進めていきます。

実績	① 広報ひらかたへ特集記事の掲載。 ② 特殊詐欺被害防止に向けた職員研修を実施。＜1回＞ ③ 地域へのチラシ配布による啓発。＜枚方市防犯協議会 45 支部＞
説明	① 従来から実施しているホームページや市公式 LINE 等での情報発信に加え、枚方警察署と連携し、広報ひらかた 7 月号で手口や対策を紹介する特集記事を掲載し、広く市民に被害防止啓発を行いました。 ② 枚方警察署員を講師に招き、本市の特殊詐欺被害の実態や防止方法等、特殊詐欺に関する研修を実施することで、職員の特殊詐欺に対する意識の醸成を図りました。 ③ 本市で多い手口や対策を紹介したチラシを作成し、枚方市防犯協議会の各支部を通じて地域に配布し啓発を行いました。

重点的な取り組み：自ら避難が困難な避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定推進

令和3年5月に、災害対策基本法が改正され、自ら避難が困難な要支援者への避難支援に関する個別避難計画の作成が新たに市町村の努力義務とされました。

個別避難計画の策定を進めるにあたって、庁内プロジェクトチームを設置し、市が担う部分と関係機関と連携して進める部分などについて協議を重ね、令和4年度は、内閣府のモデル事業を通じて市内の自治会と連携し、個別避難計画を策定（件数5件）しました。

令和5年度は、昨年度のモデル事業を通して得た知見を、他の地域に共有していくことで、個別避難計画の策定を進めていくとともに、福祉専門職から得たアドバイスを参考に、災害リスクに応じた計画策定の優先度についても整理していきます。

実績	① 自治会等で8件策定（累計）。 （内訳 自治会 6件、民生委員・児童委員 2件）
説明	① モデル事業を通して得た知見から、河川氾濫により浸水するおそれのある自治会等で個別避難計画を策定しました。

重点的な取り組み：「広域避難」の実現と地区防災計画の策定支援

風水災害時における、より安全な避難には、浸水想定区域外に避難する『広域避難』が求められますが、その実現には浸水が想定されている校区の自主防災組織が、校区外のどの避難所に、いつ、どうやって避難するかを具体的に決めておくことが必要です。

令和4年度は、『広域避難』について、6つの校区がそのルール化に着手し、地域間で協議した結果を反映させる形で地区防災計画を策定しました。

引き続き、広域避難のルールづくりを支援するとともに、令和4年度の取り組み事例の共有を進め、広域避難の重要性について周知を図ります。

加えて、地域がその自主性にに基づき、取り組むべき課題や対応方法を決定し、地区防災計画として策定する場合や、届出避難所制度に基づいて、その運営ルールや開設基準、受入対象等を計画として策定する場合についても引き続き支援していきます。

実績	① 5つの校区で広域避難についての地区防災計画を策定。 ② 広域避難の取り組み事例を、各自主防災組織に共有。
-----------	---

説明	<p>① 5つの校区（藤阪・田口山・菅原・伊加賀・枚方）に対して広域避難についての地区防災計画の策定支援を実施しました。また、策定した計画に基づき、枚方ひこ防' z（枚方市総合防災訓練）にて避難訓練を実施するとともに、災害が起きた時、住民が取るべき防災行動や避難のタイミングなど「いつ・誰が・どんな情報を・どんな手段で・誰に伝えるのか」などを定めたコミュニティタイムラインを作成しました。</p> <p>② 市内自主防災組織で構成される「枚方市自主防災組織ネットワーク会議」にて、事例共有を行いました。</p>
-----------	---

重点的な取り組み：家具の転倒防止など住居の安全対策の徹底

阪神淡路大震災では、亡くなられた方の約8割が建物の倒壊等による窒息死や圧死によるものであったとの統計データが残っています。

令和4年度は、イベント内の防災ブースや市の公式LINEでアンケートを実施(回答数 約1,700件)するとともに、地震と家具固定をテーマとして総合防災訓練を実施しました。

アンケートの結果では、転倒防止対策を行っていない人は約52%であり、その要因として「面倒で先延ばしにしている」、「対策の作業ができない、方法がわからない」などの声が多数寄せられたことから、引き続き防災講座やイベントなどで、家具固定に関する普及啓発に取り組むとともに、より実効性の高い取り組みについても検討していきます。

実績	<p>① 防災出前講座や枚方市総合防災訓練のイベントブース内で普及啓発を実施。</p> <p>② 家具転倒防止の実施率を高めるための支援策を検討。</p>
説明	<p>① 防災出前講座の中で、家具固定の必要性を解説するとともに、令和5年10月14日（土）に開催した枚方市総合防災訓練内のイベントブースで、家具固定器具を展示するなどの周知啓発を実施しました。</p> <p>② 家具の転倒防止を推進するにあたり、災害時に避難行動を取ることが困難な方々を対象とした支援策の精査に着手し、引き続き実効性の高い取り組みについて検討していきます。</p>

重点的な取り組み：備蓄・物流管理システムの検討について

大規模災害時には、多数の職員が備蓄物資の搬出に関わることから、在庫管理や搬出管理が非常に煩雑になることが想定されています。

また、消費期限のある備蓄物資の平時管理については、期限の到来が近づいた際に、自主防災訓練や防災イベントでの配布や、生理用品等については、経済的な理由でその購入が難しい方に配布するなど、貧困対策事業の一環として有効活用を図っているところです。

このような状況の中で、災害時における在庫管理・搬出管理の円滑化と平時における管理の省力化を進めるため、令和4年度から開始した公民連携による取り組みを継続し、民間企業の倉庫管理ノウハウを活用した、備蓄・物流管理システムの必要性について検討を進めます。

実績	<p>① 公民連携の取り組みを活用し備蓄・物資管理システムの導入。</p>
-----------	---------------------------------------

説 明	① 災害時において配送事業者や物資調達事業者との連絡調整、備蓄倉庫や避難所における物資の流れを一元的に管理でき、平常時においては使用期限のある物資の適正管理や物資の搬入や搬出を適切に管理するため、公民連携の取り組みの中でシステム事業者と協議を実施しました。実証実験により機能の精査を行い、令和6年度のシステムの導入に向けて検討を重ねました。
------------	--

重点的な取り組み：消防団の自然災害対応力強化と地域連携強化について

消防団は、消火活動や地震・風水害等の大規模災害時の救出救護・避難誘導活動など、地域防災の中核として重要な役割を果たしています。

自然災害が激甚化・多様化する中で消防団員に求められる役割も火災対応だけでなく、風水害への対応や地域の自主防災組織と連携した防災活動に広がりつつあります。

このような状況の中で、風水害時における災害対応力を強化するため、新たに土砂災害発生時を想定した救出訓練を実施します。

また、地域と消防団の連携強化につなげるため、令和4年度に消防団幹部とコミュニティ連絡協議会役員との意見交換会を実施したところであり、令和5年度は自主防災組織ネットワーク会議に、新たに消防団が参画するなど地域との更なる連携強化を進めます。

実 績	① 土砂災害が発生しても即時に対応できるよう、土砂の除去や人命救助を想定した実践的な土砂災害対応訓練を実施。 ② 自主防災組織ネットワーク会議では消防団活動の紹介や活動の情報発信等により地域と連携強化に向けた取り組みを推進。
説 明	① 令和5年5月14日（日）に96名の消防団中堅幹部団員が訓練を行い、土砂災害などの災害発生時には迅速な人命救助を行うことで市民の生命や財産を守り、被害の軽減が図れるような訓練を行いました。 ② 令和5年6月13日（火）と令和6年1月30日（火）に開催した自主防災組織ネットワーク会議に消防団幹部が参画し、消防団の任務や特性、組織体制など消防団としての役割や活動紹介を通じて地域との更なる連携の強化を図りました。

重点的な取り組み：消費者被害対策の推進

消費者が消費生活における的確な意思決定・行動が出来るよう、啓発物品の配布や講演会等を通じ、市民の消費者問題に対する意識の向上に努めます。特に令和4年4月の成年年齢の引き下げに伴う消費者啓発に取り組み、被害の未然防止を図ります。

また、消費者被害に遭われた時に消費生活センターへ相談していただけるよう、市内各所でのPR活動等を通じ、当センターの周知に努めるとともに、訪問勧誘販売といった悪質な消費者トラブルが発生している地域を重点的に青色防犯パトロール車で巡回する取り組みを継続して行います。

あわせて、高齢者、障害者、認知症等により判断能力が不十分となった方を地域で見守るため、平成31年4月1日に設置した「消費者安全確保地域協議会」の構成機関（枚方警察署、交野警察署、大阪弁護士会、地域包括支援センター等）と連携し、そうした方々が消費者トラブルに遭われている場合には速やかに当センターへ繋いでいただくなど、消費者被害の未然防止・早期解決を図ります。

<p style="text-align: center;">実 績</p>	<p>① 消費生活相談窓口の周知・啓発。＜消費者被害防止キャンペーン1回開催、消費者教育講演会1回開催、くらしの赤信号12回発行＞</p> <p>② 成年年齢の引き下げに伴う消費者啓発の取り組みの推進。</p> <p>③ 青色防犯パトロール車による巡回。＜毎週水曜日＞</p> <p>④ 消費者被害の未然防止・早期解決の取り組みの推進。＜消費者安全確保地域協議会1回開催、消費者被害のお知らせ14回提供＞</p>
<p style="text-align: center;">説 明</p>	<p>① 消費生活相談窓口の周知のため、広報ひらかたや市ホームページに消費生活センターの相談専用電話番号や土曜・日曜・祝日も相談できる消費者ホットライン188（いやや!!）を掲載しました。啓発については、市民の消費者問題に対する意識の向上や当センター周知のため、啓発チラシ・ティッシュ等を配布する消費者被害防止キャンペーンの実施や、消費者が自らの利益擁護及び増進のため、自主的かつ合理的に行動できるよう消費者教育講演会を実施しました。また、消費者被害の事例を記載した「くらしの赤信号」を月1回作成し、市ホームページに掲載及び庁内関係部署等へ配布しました。</p> <p>② 令和4年4月からの成年年齢引き下げに伴い若年者の消費者被害の未然防止を図るため、ホームページやSNSを活用した情報発信を行いました。また、令和6年度に18歳に到達される方へ発送した啓発はがきや「はたちのつどい」の記念小冊子に消費者トラブルの手口等を学べるQRコードを掲載しました。</p> <p>③ 訪問勧誘販売などの悪質な消費者トラブルの情報が当センターに寄せられた地域を中心に、毎週、青色防犯パトロール車で啓発放送を流しながら巡回し、注意喚起を行いました。</p> <p>④ 高齢者等を地域で見守り、消費者被害の未然防止・早期解決を図るために設置した「消費者安全確保地域協議会」を開催し情報共有や意見交換等を行いました。また、徘徊高齢者SOSネットワークを活用し、市内介護事業所等へ月1回「消費者被害のお知らせ」で消費者被害の事例について情報提供するとともに被害にあった場合は消費生活センターへ連絡いただくようお知らせしました。</p>